



資源物の持ち去り行為を禁止する条例を施行しました



近年、市民の皆さんが分別し集積所に出された新聞や雑誌・雑がみ（紙）、空き缶などの資源物を、市の指定業者以外の者が無断で持ち去る行為が多発しています！

市は、市民の皆さんが安心して資源物を出せるようにするため「立川市廃棄物処理及び再利用促進条例」を改正しました。4月1日から、集積所やリサイクルポストに出された資源物の持ち去り行為を禁止しています。7月1日以降は、罰則規定も適用されます。

持ち去り行為を禁止する資源物・・・古紙（新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール）、びん、缶、古布など

違反者には・・・禁止命令書を交付
命令に従わない場合は、氏名の公表・20万円以下の罰金（7月1日以降）

資源物の持ち去り行為禁止

平成23年4月1日より市の条例が施行され、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた物です。これらを持ち去る行為は条例で禁止されています。



資源物に添付する表示（※1）

ご協力をお願いいたします

資源物の持ち去り行為を防止するため、資源物（特に新聞や雑誌などの古紙類）を集積所に出すときに、市の収集に出したものであることを明確にする意思表示のご協力をお願いします。

【意思表示の方法】

- ①市公共施設で配布する紙（※1）を上にして新聞などと束ねる
- ②市ホームページからダウンロードする
【<http://www.city.tachikawa.lg.jp>→ごみ・リサイクル→市の取り組み】
- ③裏紙に手書きで「資源物持ち去り行為禁止 立川市に出した資源物です」と記入した紙を上にして束ねる



また、市が設置しているリサイクルポストから、缶などの資源物を抜き取ることはできません。自治会等で資源物の回収を行っている場合は、各々で回収用容器をご用意いただきますよう、お願いいたします。

持ち去り行為を発見した場合は、日時・場所・資源物の種類・車両や持ち去り者の特徴などを、ごみ対策課までお知らせください。
（☎531-5518 月～金曜日：8：30～17：15）
資源物の持ち去り行為者に対して、直接注意したり、車両等を制止させたりすることは、トラブルや危険を伴う場合があるのでおやめください。

